

入札説明書

県立佐用高等学校特別教室空調設備リースの調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

県立佐用高等学校 特別教室空調設備リース 一式

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

空調方式 ①ガス式（LPガス仕様）

集中コントロール共

②電気式

対象教室 ①特別教室（約 939 m²）美術教室、音楽教室、書道教室、食物教室、調理実習室、
第一被服教室、第二被服教室

②特別教室（約 138 m²）畜産解剖教室

(3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(4) 契約期間

（賃貸借期間 令和3年12月1日（水）から令和16年11月30日（木）
※令和3年11月30日（火）までに設置のこと
※賃貸借期間満了後、無償譲渡）

(5) 設置場所

県立佐用高等学校

佐用郡佐用町佐用 260

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類、入札公告の写しを添えて、下記受付場所へ持参し、随時審査を受けた上で入札参加申込みを行うこと。

※提出書類に不備等がある場合は、時間を要することがあるので、できるだけ早く審査を受けること。

・審査受付場所

兵庫県出納局管理課物品班（神戸市中央区下山手通 5-10-1）

電話番号 078-341-7711（内線 4935）

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。

(6) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

(1) 参加申込み

ア 提出場所

県立佐用高等学校（佐用郡佐用町佐用 260）

電話番号 0790-82-2434 FAX0790-82-2719

イ 参加申込の期間

令和3年7月8日（木）から同月16日（金）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

ウ 参加申込の方法

イの期間中にアへ持参又は送付。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、申込み書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、令和3年7月16日（金）午後4時までにアの場所に必着すること。

エ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書

(イ) 県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し、又は随時審査受付済みの審査申請書（又は受付票）の写し

(ウ) 第三者をして貸し付けようとする者は、「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」

オ 入札参加資格の確認

(ア) 入札に参加できる者の確認基準日は、前記イの最終日とする。

(イ) 入札参加資格の有無については、提出のあった申込み及び関係書類に基づいて確認し、その結果を申込み受付後、2日以内に申込者へ文書（一般競争入札参加資格確認通知書）で発送する。

については、返信用封筒（定型長3）を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、94円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(2) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 設計図書の貸与

(1) 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ）の貸与を希望する者は、次により貸与を受けること。

ア 受付期間

令和3年7月8日（木）から同月27日（火）午後4時まで

イ 受付場所

県立佐用高等学校（佐用郡佐用町佐用 260）

電話番号 0790-82-2434 FAX0790-82-2719

ウ 設計図書受領の際には、設計図書受領書を提出すること。

(2) 貸与された設計図書は、入札後速やかに返却すること。ただし、契約担当者が別に定めたとときは、各自複製したうえで、指定期限までに返却すること。

5 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を送付すること。

ア 受付期間

令和3年7月8日（木）から同月21日（水）正午まで

イ 受付場所

県立佐用高等学校 事務室 FAX 0790-82-2719

ウ 提出書類

質問書（様式は任意）

エ 提出方法

F A Xにより提出すること。

オ 質問の回答

令和3年7月26日（月）午後1時に、入札参加者にF A Xで回答する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約条項を示す場所及び日時

県立佐用高等学校

令和3年7月8日（木）午前9時から同月27日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

8 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 県立佐用高等学校 応接室 佐用郡佐用町佐用 260

(2) 日時 令和3年7月28日（水）午前11時

9 入札書の提出方法

(1) 書面による入札

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。

10 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の記名があること。

オ 「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

(4) 入札金額は、上記1(1)の物品に係る詳細設計、機器設定及び搬入設置調整に要する費用、1(4)の期間における賃借料の合計金額を1(4)の期間（156月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(5) 落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(6) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(7) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除

12 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人
が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

13 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入
札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある
者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格がない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を設置できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵
庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格を
もって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合は、直ちに、当該入札者によるくじ
引きで落札者を決定する。この場合において、くじ引きを辞退することはできない。
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事
務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。
- (3) 予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、直ちに再度の入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

- (1) この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、そ
の予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。
- (2) 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした
者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (7) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名あること。特に、この入札書について
は、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決
され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (8) 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(2) から (9) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(2)、(4)
又は(5)に違反して無効となった者以外の者

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。
また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認めら
れるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合
における損害は、入札者の負担とする。

17 協定書の作成及び内訳書の提出

落札後から、賃貸借契約の開始までの期間について、当該物件設置に関する協定を締結する。

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された「県立佐用高等学校特別教室空調設備設置に関する協
定書」に記名押印し、落札後 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。

- (2) 協定書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。
- (3) 落札者は、協定書とともに本入札にかかる内訳書を提出すること。

18 契約書の作成

- (1) 落札者及び第三者賃貸方式による第三者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者の指定する期日までに契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 契約書は 2 通（三者契約については 3 通）作成し、各自その 1 通を保有する。
- (3) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

19 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

20 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団または暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア又はイに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

21 入札事務担当

〒679-5381 佐用郡佐用町佐用 260
県立佐用高等学校 （電話番号 0790-82-2434 FAX0790-82-2719）